

あいちトリエンナーレ 2010 パートナーシップ事業募集要項

1 趣旨

あいちトリエンナーレ実行委員会（以下「実行委員会」という。）では、あいちトリエンナーレ 2010（以下「トリエンナーレ」という。）の開催を一緒に盛り上げていただける方々の、トリエンナーレ会期前及び会期中における文化芸術事業を募集し、「あいちトリエンナーレ 2010 パートナーシップ事業」（以下「パートナーシップ事業」という。）と位置づけ、相互の広報協力（以下「相互広報」という。）を行うことや、相互の入場料金の割引（以下「相互割引」という。）を行うことにより、一体となって双方の事業の盛り上げを図っていきます。

2 対象となる事業

(1) パートナーシップ事業の対象となる事業は、次のア、イの要件をいずれも満たすものとします。

ア 平成 21 年 8 月 21 日（金）（トリエンナーレ開幕 1 年前）から平成 22 年 12 月 31 日（金）までの間に原則として愛知県で実施される文化芸術事業（この期間に 1 日でも開催日が算入されているものは可とします。）

イ 応募者が作成するチラシ等の印刷物やホームページなど（以下「広報印刷物等」という。）に「あいちトリエンナーレ 2010 パートナーシップ事業」の名称とトリエンナーレのロゴマークを掲載し、その開催を広報していただける事業

ただし、宗教的又は政治的宣伝意図を有する場合など一定の事由に該当するものは、対象外とします。

なお、開催日時、開催場所が確定していない事業は、確定後に応募をお願いします。

(2) 上記(1)に該当するパートナーシップ事業のうち、相互割引の対象となるものは、次のア、イのいずれも満たすものとします。

ア 平成 22 年 4 月 1 日（木）から平成 22 年 10 月 31 日（日）（トリエンナーレ会期終了日）までの間に実施される事業（この期間に 1 日でも開催日が算入されているものは可とします。）で、入場料が有料であるもの

イ 広報印刷物等に、トリエンナーレ国際美術展チケット入場券（前売券を含む。以下同じ。）の提示等により、入場料を割引く旨の表示をしていただける事業

3 実行委員会による広報協力等

実行委員会は、パートナーシップ事業について、応募用紙の「トリエンナーレホームページ等掲載内容」に記載された内容（事業名、開催日時・開催場所、事業内容等）をトリエンナーレの公式ホームページに掲載します。（決定から掲載までに 2～3 週間を要する場合があります。）

また、トリエンナーレ広報用チラシに随時掲載します。

さらに、パートナーシップ事業のうち相互割引を実施するものについて、当該事業の来場者が当該事業の半券をトリエンナーレ会場のチケット売場でご提示いただくと、トリエンナーレ国際美術展の当日料金から 200 円割引きます（当該事業の半券 1 枚につき 1 人 1 回限り有効。当日料金に係る他の割引（チラシ、ホームページ等のクーポン利用による割引等）との併用はできません）。

また、パートナーシップ事業のうち相互割引を実施するものについて、トリエンナーレ国際美術展入場券の提示等により、当該事業の入場料が割引かれる旨を広報します。

4 募集期間

平成 21 年 6 月 6 日（土）から平成 22 年 7 月 30 日（金）まで

なお、相互割引に係る募集期間は、平成 22 年 4 月 1 日（木）から平成 22 年 7 月 30 日（金）までとします。

5 応募方法

(1) 提出書類

あいちトリエンナーレ 2010 パートナーシップ事業応募用紙（別記様式）

なお、既にパートナーシップ事業として決定されている事業で相互割引を希望する者は、応募用紙の「事業名」及び「相互割引」の欄にご記入いただき、ご提出ください。

※ 応募用紙は、次の方法で入手することができます。

① あいちトリエンナーレ 2010 ホームページ (<http://aichitriennale.jp/>) からのダウンロード

② 愛知県文化芸術課、各県民生活プラザ、愛知芸術文化センターアートプラザなどで配布

(2) 提出先

あいちトリエンナーレ実行委員会事務局

住所 〒461-8525 名古屋市東区東桜一丁目 13-2 愛知芸術文化センター6 階

（愛知県県民生活部文化芸術課国際芸術祭推進室内）

E-mail geijutsusai@pref.aichi.lg.jp

(3) 提出方法

上記提出先までご持参いただくか、郵送又は電子メールでお送りください。可能な場合は電子メールでお送りください。

なお、ご持参いただく場合の受付時間は、平日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分までとします。

また、6 月第 1～4 週の各月曜日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）は愛知芸術文化センターが全館休館となります。その他にも臨時休館となる場合がありますので、ご持参される場合はご確認のうえお越しくください。

(4) 応募の締切

ご持参いただく場合は、平成 22 年 7 月 30 日（金）の午後 5 時 30 分までにご持参ください。

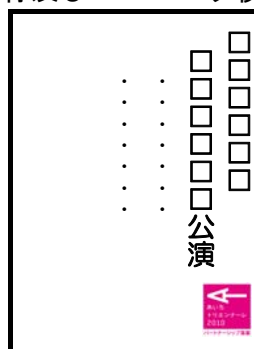
また、郵送又は電子メールの場合は、同日必着とします。

6 決定通知

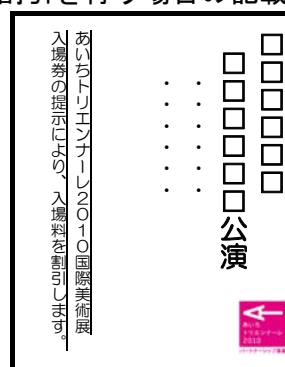
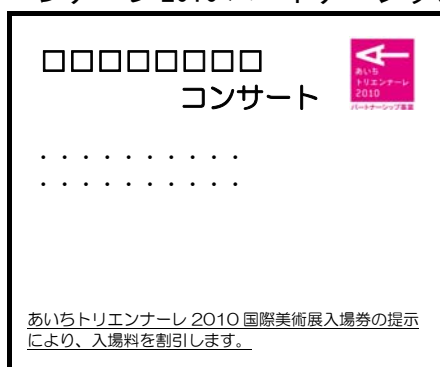
提出された応募用紙に基づき実行委員会が書類審査をし、パートナーシップ事業の決定を行います。（決定までに 1～2 週間を要します。）実行委員会は決定後速やかに、応募者あてに、決定通知とともにロゴマーク及びその使用条件を通知します。

また、相互割引については、実行委員会が応募者と実施方法等の調整を行い、協議が整ったものについて相互割引実施の決定を行います。この相互割引実施の通知は、上記パートナーシップ事業の決定通知と別に行います。

◆ 「あいちトリエンナーレ 2010 パートナーシップ事業」 名称及びロゴマーク使用例
(印刷物) (看板)



「あいちトリエンナーレ 2010 パートナーシップ事業」 相互割引を行う場合の記載例
(印刷物) (看板)



7 その他

- (1) 応募用紙の「トリエンナーレホームページ等掲載内容」欄にご記入いただいた内容は、公式ホームページ等に掲載しますので、公開されてもよい情報をご記入ください。(印刷物への掲載については、内容を抜粋して掲載することがあります。)
- (2) やむを得ず事業の内容を変更・修正する必要がある場合は、速やかに実行委員会まで連絡してください。
- (3) 応募用紙の作成等応募に必要な経費は、各応募者の負担とします。
- (4) 応募用紙等の書類は返却しませんので、必要な方は各自控えをとってからご提出ください。

8 問合せ先

あいちトリエンナーレ実行委員会事務局 担当：^{すきから}鋤柄、西村
 住所 〒461-8525 名古屋市東区東桜一丁目 13-2 愛知芸術文化センター6階
 (愛知県県民生活部文化芸術課国際芸術祭推進室内)
 電話 052-971-6125 F A X 052-971-6115
 E-mail geijutsusai@pref.aichi.lg.jp